

加美町不妊検査・不妊治療費助成事業について

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

1) 不妊検査費助成事業 最大3万円の助成

1. 対象となる検査

- ・医師が必要と認める不妊検査で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの

2. 助成要件（①～④全てに該当する方）

- ①申請日時時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- ②検査開始日の妻の年齢が43歳未満
- ③夫婦ともに検査を受けていること（別の医療機関を受診も可）
- ④申請日時時点で町内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可）

3. 助成上限回数

- ・夫婦1組につき1子ごと1回

4. 申請に必要な書類

受診状況	申請書類
夫婦が <u>同じ</u> 医療機関を受診した場合	① 不妊検査費助成事業申請書（様式第1号） ② 夫婦の受診等証明書（様式第2号） ③ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ④ （事実婚の場合）事実婚申立書
夫婦が <u>別々の</u> 医療機関を受診した場合	① 不妊検査費助成事業申請書（様式第1号） ② 妻の受診等証明書（様式第2号） ③ 夫が不妊検査を受けたときの領収書及び明細書（ <u>原本</u> ） ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ （事実婚の場合）事実婚申立書

<注意点>

- ・①不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）と②受診等証明書（様式第2号）は、
ホームページ※からダウンロードできます。
- ・夫婦が別々の医療機関を受診した場合に添付する領収書及び明細書は、原本になります。
提出していただいた領収書の原本は、コピーを取った後、お返しいたします。

2) 不妊治療費助成事業 最大5万円の助成

1. 対象となる治療

先進医療実施医療機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療

2. 助成要件（①から③全てに該当する方）

- ①申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの
- ③申請日時点で町内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可）

3. 助成上限回数

保険診療の回数に準じる

- ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満 ⇒ 6回
- ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上 ⇒ 3回

4. 申請に必要な書類

- ①不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ②不妊治療費助成事業に係る受診証明書（様式第2号）
- ③夫婦両方の住民票
※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの
- ④（事実婚の場合）事実婚申立書
<注意点>
 - ・①不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）と②受診証明書（様式第2号）は、ホームページ※からダウンロードできます。

※加美町不妊検査費・不妊治療費助成について

https://www.town.kami.miyagi.jp/kosodate_kyoiku/ninshin_shussan/4413.html

5. 申請期限

治療終了日の属する年度の末日（3月31日）



問い合わせ・申請窓口

加美町こども家庭センター TEL 0229-87-8020

不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県と仙台市では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

- 毎週水曜日：午前9時～午前10時、毎週木曜日午後3時～午後5時まで

※いずれも年末年始、祝祭日等を除く

- (1) 電話相談：専門の相談員（認定看護師等）が相談を受けます。 ☎ 022-728-5225
- (2) 面接相談：電話相談の上、面接相談を予約することができます。（場所：東北大学病院）
※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。